

## ■市税の納期内納付にご協力をお願いします。

市税は行政サービスを行うために欠かせないものです。  
皆さんが納められた税金は、学校、道路、公園、などの建設や社会福祉など皆さんの身近な生活に役立っています。行政サービスの財源を確保するために市税の納期内納付をお願いします。

### ◎市税の納付が遅れると…

市税を納期限までに納付されない場合は、納期限内に納めた人との公平を保つため、本来納めるべき税金のほかに延滞金もあわせて納めていただくことになります。  
延滞金は、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年4.3%、その後は年14.6%で計算した額となります。  
※病気や失業などやむを得ない理由で納期内納付が困難な場合は、分割による納付などがありますので納税課までご相談ください。

### ◎市税等のコンビニ納付・ペイジー納付ができます

平成24年4月より、市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税については、これまでの金融機関に加えて、全国のコンビニエンスストアやゆうちょ銀行(郵便局)、ペイジー(インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM)でも納付できるようになりました。  
休日や夜間を問わずいつでも納付でき、手数料もかかりません(注1)。お仕事で忙しく、金融機関の窓口に出向くことができない方などは、是非ご利用ください。  
(注1) ATMで納付の場合は、金融機関によって時間外手数料がかかる場合があります。  
対象の納付書は、当初に発送される納付書(納税通知書に同封されています。)と督促状が対象となります。納付場所については、納付書の裏面をご確認ください。

～市税の納付には安心・便利な口座振替をご利用ください～

## ■申込方法

- ①納税通知書、②預金通帳、③通帳印を持って金融機関窓口でお申込みください。
- 市内にある銀行などの金融機関に備え付けの依頼書でもお申込みできます。
- ※ゆうちょ銀行では納税通知書の口座振替依頼書でのお申込みはできませんので、ゆうちょ銀行備え付けの届出書でお申込みください。
- 振替のできる金融機関  
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行

## ■注意点

- お申込みから振替開始まで1～2か月程度かかります。
- 残高不足にご注意ください。残高不足の場合の再振替はできません。
- 第1期から第4期までの納期以外、随時の納期分および滞納税納付の口座振替はできません。
- 口座振替の確認については、通帳記帳にてご確認をお願いします。

固定資産税 第2期分の納期限は、

**7月31日(火)**です。

忘れずに納めましょう！

## 休日納税・納付相談

ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。  
日時：7月15日(日) 午前9時～午後5時  
場所：納税課 窓口(市役所本庁舎2階)  
※対象は、市県民税、固定資産税、軽自動車税です。

No.12

# 市税だより



### 問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課 内線(2211～2217)
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課 内線(2261～2265)
- 市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課 内線(2315・2318)

☎ 876-1234

今月の市税だよりは、原動機付自転車(原付バイク)の手続、市税の納付等についてお知らせします。

## ■原付バイクの手続は確実にいきましょう！

原付バイク(排気量50～125ccのバイク)にかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課されます。原付バイクを他人に譲ったり、処分したりしたときは、15日以内に市民税課窓口で手続を行ってください。また、バイクを盗まれた、または紛失した場合には、警察への届出をした上で市民税課窓口での手続となります。

### 注意!!

- ・名義変更の手続をする約束でバイクを譲ったのに、手続をされないまま連絡がつかない・・・
  - ・インターネットの個人売買で中古バイクを買ったが、登録の手続ができない・・・
- こういったトラブルが増えています。きちんと名義変更の手続をしないと毎年税金がかかってしまいますので、バイクの売買や譲渡の際にはご注意ください。

### ▼原動機付自転車(原付バイク)届出添付書類一覧表

新規(中古)登録	名義変更	住所変更	抹消	転入
<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡証明書(廃車証明書)</li> <li>・印鑑(認め印可)</li> <li>・自賠責保険証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識交付証明書</li> <li>・新・旧両名義人の印鑑(認め印可)</li> <li>・自賠責保険証明書</li> </ul>	<p>◎市外転出の場合</p> <p>抹消手続と同じ</p> <p>◎市内の場合</p> <p>手続不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・印鑑(認め印可)</li> </ul> <p>◎盗難の場合</p> <p>警察に盗難届を提出し、交付された事件受理番号票が必要です。</p> <p>◎紛失の場合</p> <p>警察に遺失届を提出し、交付された遺失物受理番号票が必要です。</p>	<p>◎前市町村で抹消している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃車証明書</li> <li>・印鑑(認め印可)</li> <li>・自賠責保険証明書</li> </ul> <p>◎前市町村で抹消していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前市町村のナンバープレート</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・新・旧両名義人の印鑑</li> <li>・自賠責保険証明書</li> </ul>
※窓口での本人確認を実施しています(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等)				

～平成24年7月8日(日)自動交付機の稼働を停止します。～

住民基本台帳法の一部改正にともなうシステム改修のため、平成24年7月8日(日)は証明書自動交付機2機の稼働を終日にわたって停止します。市民の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。